電子申請API利用ソフトウェア開発時のよくあるお問合せ

No	分類	お問合せ内容	回答
1	検証環境の利用方法	e-Gov電子申請APIの検証環境の利用に関する以下の内容について教えてください。 1. 検証環境を利用にあたっては申請は必要でしょうか。 2. 検証環境APIのURLを教えてください。 3. 検証環境で利用可能な電子証明書はありますか。	1. 検証環境を利用にあたって申請の要否 検証環境の利用にあたっては、従前のような検証環境利用申請は特段必要ありません。e-Govへの申請不要でご利用いただけます。 2. 検証環境APIのURL 検証環境 APIの接続URL は以下のとおりです。 電子申請 API https://api2.sbx.e-gov.go.jp 利用者認証 https://account2.sbx.e-gov.go.jp ※検証環境への接続には従来同様基本認証が必要となります。基本認証用のID/PWは電子申請API利用ガイドに掲載されています。 ※検証環境におけるAPI実行には、検証環境用のAPIキーが必要です。 3. 検証環境で電子申請に利用可能な証明書 電子申請APIドキュメントの一部として検証環境で利用できる証明書を掲載しています。以下のURLに記載の証明書を取得いただき、ご利用ください。 ■電子申請APIドキュメント https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification ・検証環境テスト用電子証明書

No	分類	お問合せ内容	回答
2	APIキーの発行	e-Gov電子申請APIを開発の際に発行したAPIキーの有効・無効状態の確認方法と、APIキーが利用可能となるタイミングについて教えてください。	検証環境用のAPIキーは、発行後即時利用可能としています。検証環境の e-Gov Developer サイトの「API キー登録内容確認」から発行済みの検証環境用 API キー情報を確認できます。「API キー状態」欄の表示が「有効」となっているものを利用することができます。 本番環境用のAPIキーは、検証環境用のものとは別に本番環境の e-Gov Developer サイトを利用して別途発行を受ける必要がありますが、本番環境用のAPIキーについては、検証環境での最終確認試験の合格を利用開始条件としています。本番環境においても本番環境の e-Gov Developer サイトの「API キー登録内容確認」から発行済みの本番環境用 API キー情報を確認できますが、発行直後の本番環境用 API キーは、「API キー状態」が「無効」であり利用できない状態になっています。 ※API利用ソフトウェア開発事業者により提出された最終確認試験テスト仕様書兼成績書が合格した時点で本番環境用 API キーの「API キー状態」が「有効」に設定されます。
3	APIキーの発行	API キー情報「リダイレクトURL」にはどのような指定ができますか。 また、ワイルドカードは指定できますか。	APIキー管理用ページに設定するリダイレクトURLの指定方法として、次の指定方法方があります。 ①完全パス指定　例： https://aaa/12345 ②パス指定（ワイルドカード指定） 例： https://* ※ワイルドカード「*」はURLの末尾にのみ指定可能です。 ユーザー認可APIのURIパラメータ「redirect_uri」として受付可能な値は、APIキー管理用ページに設定するリダイレクトURLと一致していなければいけません。 APIキー管理用ページに「①完全パス指定」で設定されたURLに対しては、ユーザー認可APIの「redirect_uri」には完全に一致する値を指定する必要があります。 APIキー管理用ページに「②パス指定（ワイルドカード指定）」で設定されたURLに対しては、ユーザー認可APIの「redirect_uri」にはURLパターンが一致する値を指定する必要があります。 ※上記「②パス指定（ワイルドカード指定）」の例の場合は「https://」で始まるURLを指定可能。
4	GビズID	GビズIDには３種類のアカウントがありますが、e-Gov電子申請APIではどのアカウントが利用可能ですか。	e-Gov電子申請APIでのGビズIDの扱いはe-Gov電子申請（画面）と同様になります。 「GビズIDプライム」「GビズIDメンバー」「GビズIDエントリー」で電子申請が可能です。 「GビズIDプライム」「GビズIDメンバー」を利用し、かつ電子申請対象手続所管行政機関の指定がある場合、原則として電子署名を省略できる取扱を受けることができます（省略が認められていない場合は、電子署名が必要となります）。 「GビズIDエントリー」の場合は、電子署名を省略できません。

No	分類	お問合せ内容	回答
5	GビズID	GビズIDによる電子署名省略可能な手続を知りたいです。	<検証環境のAPIテスト用手続> 検証環境のAPIテスト用手続のGビズIDによる電子署名省略可否は以下の資料に記載されています。 ■電子申請APIドキュメント ＞ 手続情報・申請書様式構造仕様・形式チェックルール https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/specification.html ・検証環境テスト用手続（ZIP）内の「egov_applapi_testproclist.xlsx」 ※「GbizID署名省略可否」の欄が「可能」な手続にて申請をご確認ください。 <本番環境手続> GビズIDの対応状況については、下記の資料の「GbizID署名省略可否」に掲載されています。 ■手続情報・申請書様式構造仕様・形式チェックルール ＞手続情報一覧／提出先一覧（一式） https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/specification.html 手続情報一覧／提出先一覧（一式）zipファイル解凍後、 ・手続情報一覧¥tetsuzuki.pdf また、上記資料以外にも、以下のe-Govホームページ「手続検索」で対象の手続を検索することで、GビズIDによる電子署名省略可否が確認できます。 ■e-Govホームページ「手続検索」 https://shinsei.e-gov.go.jp/recept/procedure-search/ ※手続検索結果一覧の手続名・手続説明の下に「GビズID電子署名省略可」の表示がある手続が対象。
6	GビズID	GビズIDによる申請データの署名の指定方法について教えてください。	GビズIDプライム、GビズIDメンバーのアカウントで申請する場合、申請データ内の「構成管理情報ファイル」「構成情報ファイル」の「署名情報」手続情報のGビズID電子署名省略可否によって、以下の通り設定してください。 ①GビズID電子署名省略可の場合、 各添付ファイルの「構成管理情報ファイル」「構成情報ファイル」の「署名情報」タグに署名情報は、設定不要です。 ②GビズID電子署名省略不可の場合、 各添付ファイルの「構成管理情報ファイル」「構成情報ファイル」の「署名情報」タグに署名情報は、設定してください。 ※GビズIDプライム、GビズIDメンバーでログイン時の電子署名の扱いについては、No.19もご参照ください。
7	GビズID	e-Gov検証環境における試験用GビズIDを提供いただけますか。	e-Govでは、検証環境で利用する試験用GビズID提供を行っておりません。各社においてGビズIDの作成手配を実施していただく必要があります。手配方法は、API問合せ窓口までお問合せいただければご案内いたします。
8	API開発	利用者認証API「ユーザー認可」を実行するにあたり、パラメータ「client_id」「redirect_uri」の設定方法を教えてください。	実行時のパラメータについて ・「client_id」 API利用ソフトウェア開発事業者に発行されるソフトウェアIDを指定します。環境（検証環境・本番環境）に合わせたソフトウェアIDをご指定下さい。 ・「redirect_uri」 ログイン成功時にリダイレクトするURLを指定します。 APIキー発行時に指定した登録したリダイレクトURL（API対応ソフトウェア開発事業者がログイン後に遷移させたいURL）の条件に一致するURLを指定する必要があります。 指定のURLが、APIキー発行情報として登録されていない場合はエラーとなります。

No	分類	お問合せ内容	回答
9	API開発	以下の公開仕様に関して、「リダイレクト先に認可コードを渡す」とありますが、認可コードはどのように取得すれば良いでしょうか。 ■電子申請API仕様（redoc） https://developer.e-gov.go.jp/sites/default/files/filebrowser/e-gov/redoc/redoc.html# ・GET /(リダイレクト先のURL)-ユーザー認可(リダイレクトでの認可コード送信)	パラメータ「code：認可コード」は、「ユーザ認可」API実行時に表示される認証・同意画面でログイン・同意後、APIキー発行時に指定されたリダイレクト先へリダイレクトする際に発行され、リダイレクト先に対して送信されるHTTPリクエストコンテントから取得することができます。 「GET /(リダイレクト先のURL) ユーザー認可(リダイレクトでの認可コード送信)」には、リダイレクト時に送信されるパラメータの仕様のみを記載しており、認可コードの取得には、これに先だって「GET /auth ユーザー認可(ユーザー認可リクエストを行い、認証・同意画面を表示する)」を実行する必要があります。 API「アクセストークン取得/再取得API(/token)」をリクエストする際には、ここで取得した値をご指定ください。 なお、「code：認可コード」には有効期間が存在し、タイムアウトまでは60秒となっています。
10	API開発	e-Gov電子申請APIのアクセストークン・リフレッシュトークンについて、それぞれ以下の内容について教えてください。 ・リフレッシュトークン有効期限 ・リフレッシュトークンのAPI「アクセストークン再取得」での使用回数 ・ログアウト後のアクセストークン・リフレッシュトークンの状態	・有効期限について リフレッシュトークンの有効期限は、180日としています。有効期限を超過したリフレッシュトークンの利用はできません。 アクセストークンの有効期限は1時間としています。有効期限を超過したアクセストークンの利用はできません。 ・リフレッシュトークンのAPI「アクセストークン再取得」での使用回数について 発行されたリフレッシュトークンを「アクセストークン再取得」APIで使用できる回数は１回のみとなり、発行済みのリフレッシュトークンを使い回すことはできません。 「アクセストークン再取得」API実行時にアクセストークンとともに新たなリフレッシュトークンが発行されるため、次回の「アクセストークン再取得」API実行時は、新たに発行を受けたリフレッシュトークンを使用してください。 ・ログアウト後のアクセストークン・リフレッシュトークンの状態について 「ログアウト」API実行によりログアウトした場合は、発行済みのアクセストークン及びリフレッシュトークンは無効化されます。
11	API開発	電子申請API「手続選択」はどのような場合に使用するものでしょうか。	指定したAPI対象手続に係る最新の申請データ構造（スケルトン）一式を取得する機能となります。 申請の際に、都度「手続選択」を実行する必要はありませんが、手続に変更が発生した際には「手続選択」を実行していただき、最新の申請データ構造を元に申請データを作成してください。 なお、申請データ構造（スケルトン）には、申請データとして必要なファイル（申請書XML、構成管理情報、構成情報）だけでなく、形式チェックファイル、スキーマファイル、スタイルシート、フォーム定義体が含まれる場合がありますが、申請データに含める必要はありません。
12	API開発	電子申請API「プレ印字データ取得」の用途とプレ印字対象手続について教えてください。	プレ印字対象手続に対して、府省に問い合わせて、府省に登録されているプレ印字データを取得して返却します。 プレ印字データ取得APIの対象手続の場合は、原則として当該APIで取得したデータをベースとして申請データを作成する必要があります。 検証環境で確認可能なプレ印字対象手続については以下に掲載されていますのでご確認ください。 ＜手続情報・申請書様式構造仕様・形式チェックルール＞検証環境テスト用手続＞ https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/specification.html ・egov_applapi_testproclist_preprint.xlsx 本番環境でのプレ印字対象手続は以下に掲載されていますのでご確認ください。 ＜労働保険適用徴収関係手続＞プレ印字対象手続＞ https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/labor-insurance.html ・プレ印字対象手続　[ZIP]

No	分類	お問合せ内容	回答
13	API開発	補正にはどのような種類がありますか。 また、電子申請APIでの補正申請の方法について教えてください。	申請案件に対する府省からの補正指示通知の種類（補正種別）として「部分補正」「再提出」「手続終了(再提出可)」が存在します。 ※補正種別については、電子申請API「申請案件に関する通知取得」の実行結果「補正種別（correct_type）」を確認ください。 補正申請の実行について、補正種別が「部分補正」の場合、電子申請API「補正データ送信」を使用して補正申請を行います。 補正種別が「再提出」「手続終了(再提出可)」の場合、電子申請API「申請データ送信」を使用して補正申請を行います。 「手続終了(再提出可)」の申請案件に対して申請種別「再提出」で申請データ送信APIを実行した場合、元の案件の申請ステータスは「手続終了(再提出済み)」に遷移します。 ステータスが「手続終了(再提出済み)」の場合は、申請案件一覧取得APIで取得ができない仕様となっておりますので、ご留意ください。 また、申請受付期間内に申請した手続に対して、申請受付期間外に再提出することは出来ません。
14	API開発	電子申請APIの検証環境で補正データ送信を行いたいのですが、 どのテストデータを使用すれば良いでしょうか？	「補正データ送信」APIを行う場合は、利用者様で申請された到達番号に対してe-Gov側でテストデータの準備を行います。 以下の資料をご参照頂き「ステータス自動遷移対象」欄に〇がついていない手続で申請した到達番号をご連絡ください。 ＜手続情報・申請書様式構造仕様・形式チェックルール＞ https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/specification.html 検証環境テスト用手続 ※zipファイル内「egov_applapi_testproclist.xlsx」 手続例）900A010200001000、900A010700003000
15	アカウント	電子申請を利用している担当者の変更などにより、 下記のように、利用しているアカウントの変更があった場合に旧アカウントでの電子申請案件は引継ぎ可能でしょうか。 ①e-GovアカウントA　から　e-GovアカウントB ②GビズIDメンバーアカウントA　から　GビズIDメンバーアカウントB ③e-GovアカウントA　から　GビズIDメンバーアカウントA'	①身元確認情報に関する制約により、e-GovアカウントAからe-GovアカウントBに電子申請案件を引き継ぐことはできませんが、e-GovアカウントAのメールアドレスを変更することは可能です。 詳細は以下のヘルプをご参照願います。 https://www.e-gov.go.jp/help/guide/mailsetting.html 「メールアドレスの変更について 」 なお、当該作業はe-Gov電子申請アプリケーションをご利用いただく必要があります。 ②IDからのID連携情報の制約により、GビズIDメンバーアカウントAからGビズIDメンバーアカウントBに電子申請案件を引き継ぐことはできませんが、GビズIDメンバーアカウントAのメールアドレスの変更を行い、e-Govにログインし直すことで電子申請案件を引き継ぐことは可能です。 メールアドレスの変更はGビズIDのメールアドレス変更機能を利用して実施いただく運用となります。 なお、変更後のメールアドレスが既にe-Govアカウントとして登録済の場合はエラーとなり、利用できませんのでご留意ください。 ③e-GovアカウントAからGビズIDメンバーアカウントA'への電子申請案件の引継ぎはアカウント種別の変更を行うことで可能です。 また、2023年3月13日(月)から、GビズIDアカウントにアカウント種別を変更後、もとのe-Govアカウントに変更し直すことも可能となっております。

No	分類	お問合せ内容	回答
16	GビズID	e-GovアカウントからのAPI申請とGビズID（プライムまたはメンバー）からのAPI申請で動作が変わる点はありますか。	基本的な動作は変わりませんが、電子署名を要する手続であって、電子署名の省略を認めることとされている（GbizID署名省略可）手続において、GビズID（プライムまたはメンバー）からAPI申請した場合は、e-GovとしてはGビズIDの属性情報を署名情報の代替として取り扱うこととしております。このため、GbizID署名省略可の手続の申請において、申請データにXML署名を付与して申請された場合は、署名代替となるGビズIDの属性情報と合わせて署名人数のカウントを行います。 e-Govでは、手続毎に設定されている最大署名人数を参照してチェックを行っておりますので、以下リンク先のzipファイル内の手続情報一覧により、該当手続の最大署名人数及びGbizID署名省略可否の欄をご確認ください。 <手続情報・申請書様式構造仕様・形式チェックルール｜e-Gov Developer> https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/specification.html ・手続情報一覧／提出先一覧（一式） 例）GbizID署名省略可の手続に対してGビズID(プライムまたはメンバー)で申請を行った場合 [最大署名人数が1人の場合] 署名付与なし：申請成功 署名付与あり：エラー（手続における署名要否と送信されたデータの署名有無が不一致） ※最大署名人数が1人の場合には、GbizID署名省略可であれば基本的に署名を省略するという思想のもと署名付与ありの場合はエラーとしています。 [最大署名人数が2人の場合] 署名付与なし：申請成功 署名1人　：申請成功 署名2人　：申請成功 署名3人　：エラー（最大人数超過） ※最大署名人数が複数の場合には、最大人数のチェックにGビズIDの数は含んでいません。 なお、ユーザーがどのアカウントでログインしたかについては、アクセストークン検証APIのegov_idpから取得して確認することができます。 【egov_idp】egov：e-Govアカウント、gbizid：GビズIDアカウント、microsoft：Microsoftアカウント また、GビズIDアカウントのアカウントの種類（エントリー、プライム、メンバー）については、アクセストークン検証APIの egov_gbizid_account_typeから取得することができます。 【egov_gbizid_account_type】1：GビズID エントリー、2：GビズID プライム、3：GビズID メンバー
17	API開発	利用者認証のAPIに関して、"invalid_grant"のエラーが出た際の"error_description"に入る値と意味を教えてください。	invalid_grant時のerror_descriptionの値と意味は以下となります。 "Stale token"：無効化されたトークンを使用した場合（アクセストークン再取得APIで複数回新しいトークンを取得後、再取得前のリフレッシュトークンを使用するなど） "Offline user session not found"：ログアウト済みのリフレッシュトークンを使用した場合 "Session doesn't have required client"：クライアントセッションが無効化された後に、そのクライアントからリフレッシュトークンを使用した場合 "Maximum allowed refresh token reuse exceeded"：リフレッシュトークンの使用上限（1回）を超過した場合
18	API開発	「申請案件に関する通知取得API」のnotice_typeやcorrect_typeで再提出可能であるかどうかの判断はできるでしょうか？	申請案件に関する通知取得APIの「notice_typeが"補正"」かつ、「correct_typeが"再提出"または"手続終了（再提出可）"」の場合に再提出可能と判断することができます。

No	分類	お問合せ内容	回答
19	API開発	申請案件一覧取得API、申請案件取得APIのレスポンスデータの結果データに取下げ可能フラグ（withdraw_flag）という項目があります。 このフラグにはどのようなコード値設定されるのでしょうか。コード値の意味も教えてください。 また、どのような条件で取下げ可能フラグがオン（可能）になりますか？	申請案件取得APIのwithdraw_flag（取下げ可能フラグ）は、申請(手続)自体が取下げに対応しているかを表す項目です。 （申請のステータスに応じて変動する項目ではございません。） 「true」「false」のいずれかが設定されます。 withdraw_flagが「true」であり、status(現在の申請ステータス)が「到達」または「審査中」の場合に取下げ申請が可能となります。
20	API開発	申請時と申請案件一覧取得時のHEADER PARAMETERSに「X-eGovAPI-Trial："true"」を指定してトライアル機能として実施したところ、納付ステータスの納付状況が変わりません。なぜでしょうか？	トライアル機能として動作した結果、納付状況が遷移しないようになっております。 トライアル機能を使用した場合は、ステータスの自動遷移や通知取得・取下げ依頼等ができませんのでご留意ください。
21	外部連携API申請案件の紐付け	外部連携API申請案件の紐付けを行った時に紐づけされる申請の範囲はどの様になりますか？ 例）現在の申請状況が"手続終了"より前の物 　　公文書の取得期限が切れていない物 　　過去全ての申請 また、紐付申請から完了までは時間がかかりますか？	外部連携APIから電子申請APIへの紐付けは、利用者IDに基づいて紐付けております。 そのため、過去に申請した手続はすべて紐付けされます。 ただし、照会可能期間が過ぎた申請については、紐付け対象となる情報が既に削除されてしまっているため、紐付けされません。 紐づけ申請から紐づけ完了までは即時反映されます。
22	外部連携API申請案件の紐付け	外部連携APIを用いて送信した案件について、外部連携API申請案件の紐付けを行った場合、過去の申請情報は取得できるでしょうか？ また、e-Gov電子申請アプリケーションで送信した案件についても、同じく電子申請APIのエラーレポート取得APIで、案件は取得できるでしょうか？	外部連携APIから電子申請APIに紐付けた申請は、照会可能期間内であれば、「申請案件取得API」で到達番号を指定して申請情報が取得できます。 また、「申請案件一覧取得API」では、送信番号や取得対象期間を指定して申請情報が取得できます。 エラーレポート取得APIは、申請データbulk送信APIから送信した申請が対象となります。 そのため、e-Gov電子申請アプリケーションから送信した申請は対象外となります。
23	API開発		取下げ依頼時の署名の要否は、取下げ対象とする申請の申請時の取り扱いに応じて異なります。 取下げ対象の申請の手続が標準形式であって、申請時に署名を付与した場合は、取下げ時にも構成管理情報ファイルに署名を付与する必要があります。 取下げ対象の申請の手続が個別ファイル署名形式の場合、署名は不要です。 手続ごとの署名の要否につきましては、以下のe-Govホームページ「手続検索」で対象の手続を検索することで確認できます。 ■e-Govホームページ「手続検索」 https://shinsei.e-gov.go.jp/recept/procedure-search/ ※手続検索結果一覧の手続名・手続説明の下に「電子署名必要」の表示がない手続は電子署名不要となります。 手続ごとの署名の形式につきましては、以下のページに掲載している手続情報一覧の「申請データ形式」項目にて確認できます。 ■手続情報・申請書様式構造仕様・形式チェックルール https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/specification.html →最新版の「手続情報一覧／提出先一覧（一式）」（zipファイル）を解凍後、展開される以下のファイルを参照ください。 ・手続情報一覧¥tetsuzuki.pdf

No	分類	お問合せ内容	回答
24	API開発	ログインに使用するメールアドレスに「大文字」を含む場合でも、 アクセストークン検証APIのレスポンスとして返却される「email」は全て「小文字」で返却されてしまいます。	e-Govでは、ユーザーアカウント(メールアドレス)は大文字小文字を区別しない形で登録される仕様となっております。 従いまして、以下の例のように、大文字小文字の違いのみのメールアドレスは、e-Govのシステム上、同一アカウントと判断されますのでご留意ください。 例　egov-123@sample.jp 　　eGov-123@sample.jp
25	API開発	公文書を取得期限までに取得しなかった場合、申請のステータスはどうなりますか？申請の照会期限はいつまでとなるのでしょうか？	公文書を取得期限までに取得しなかった場合、申請のステータスは「審査終了」のままとなります。 取得期限が過ぎても、すぐに「手続終了」に遷移することはございません。 「手続終了」とならない申請については、照会期限はございません。 ただし、手続所管行政機関の業務処理により、「審査終了」から「手続終了」に遷移する場合がございますのでご留意ください。 また、公文書取得APIを使用して公文書をすべて取得後、公文書取得完了APIを実行すると、「審査終了」から「手続終了」に遷移します。 なお、申請等が不備返戻され、その事実が公文書として通知された場合は、公文書取得完了APIの実行有無によらず「手続終了」となることがあります。
26	API開発	申請データ送信APIを実行時に「署名値が一致しません。ご確認下さい。」というエラーになります。どういう場合に出力されるエラーでしょうか？	「署名値が一致しません。ご確認下さい。」は、署名情報から取り出したハッシュ値と、形式チェックにおいて署名検証を実行する際に得られたハッシュ値が一致しない場合に出力されるエラーとなります。 申請データに署名を付与した後に、申請データの内容を変更することで署名後に改ざんされたと判断されるためです。 ※改行を追加するだけでも改ざんとみなされますのでご注意ください。 電子署名の付与(<署名情報>タグ配下の追加)は、構成管理情報や構成情報の記載がすべて完了した後、最後に行ってください。 もしも署名の付与後に申請データの変更(kousei.xmlの編集、申請書ファイルの編集、添付書類の変更など)を行ってしまった場合は、 一度<署名情報>タグ配下の署名をすべて削除し、署名を付与しなおしてください。
27	電子送達	オンライン事業所年金情報サービスの電子送達について ①1つのGビズIDで複数の申込申請をすることは可能でしょうか？ また、GビズIDプライムアカウントとGビズIDメンバーアカウントの使い分けはどのようになりますか？ ②電子送達の申し込み申請をする際に事業所整理記号や事業所番号の入力をしますが、 例えば1つの法人に事業所Aと事業所Bが紐づいていて、申し込み申請をする際に事業所Aの情報を入力した場合 申し込んだアカウントに送達される文書は事業所Aのものだけが届いて、事業所Bのものは届かない認識でよろしいでしょうか？	①１つの法人内で複数の事業所が存在する場合、１つのGビズIDで複数の事業所それぞれに対して申込申請を行うことが可能です。 　なお、2023年5月現在、電子送達機能を利用できる唯一の行政機関であるオンライン事業所年金情報サービスは、事業主の方のみを対象としたサービスとなっております。そのため、GビズIDプライムまたはメンバーアカウントを取得している方が事業主であることをご確認の上、申込申請を行っていただく必要がございます。 【事業主が「GビズIDプライムアカウント」と「GビズIDメンバーアカウント」を取得する際の例】 １つの法人内で、「A株式会社　本店」と「A株式会社　○○支店」が存在する場合、 「A株式会社　本店」に在籍する事業主（代表者）は「GビズIDプライムアカウント」を取得、 「A株式会社　○○支店」に在籍する事業主（○○支店の支店長）は「GビズIDメンバーアカウント」を取得することとなります。 ②ご認識のとおり、本サービスは事業所ごとでの申込申請が必要となりますので、１つの法人内で事業所Aと事業所Bが紐づいている場合、事業所Aのみの申込申請を行った場合は事業所Aの情報のみが、申込みされたGビズIDアカウントに届きます。
28	API開発	プレ印字データ取得APIについて、申請書XMLのどの項目がプレ印字対象となりますか？	労働保険適用徴収関係手続におけるプレ印字対象手続の申請書XML構造定義書を参照いただき、AZ列（属性）にPrePrint="○○"の記載がある項目が対象です。

No	分類	お問合せ内容	回答
29	電子送達	電子送達利用申込み後、審査結果はどのように確認できますか？ 電子送達状況確認APIのレスポンスで返却される「現在の申請ステータス」が手続終了となっていれば審査は通っているということなのでしょうか？	電子送達の場合、電子送達利用申し込みに対する処理結果は審査が終了すると審査結果を問わず、ステータスは手続終了に遷移します。 審査結果は、電子送達一覧取得APIもしくは電子送達取得APIにより取得した送達内容で確認することができます。 以下は審査結果についての通知例です。 ＜審査が通った場合＞ 以下のタイトルの送達が届き、電子送付開始手続きが開始した旨が本文内に記載されています。 【オンライン事業所年金情報サービス】電子送付開始手続き完了のお知らせ ＜審査が通らなかった場合＞ 以下どちらかのタイトルで電子送達が届き、電子送達受付ができなかった旨とその理由が本文内に記載されています。 【オンライン事業所年金情報サービス】電子送付開始手続き審査結果のお知らせ 【オンライン事業所年金情報サービス】電子送付開始手続きが受け付けできませんでした。 なお、審査通過後、すぐにオンライン事業所年金情報サービスから各種情報・通知書が送付されるわけではありません。 送付されるタイミング等については、日本年金機構HPに記載されております以下の関連ページをご参考ください。 ■各種情報・通知書の電子データの受け取り https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/online_jigyousho/denshidata/uketori.html
30	API開発	トライアル機能に対応している手続としていない手続の違いはありますか？	以下の条件に該当するもの以外について、原則、トライアル機能対象の手続となります。 ・年度更新申告関係 ・雇用保険関係手続の一部（府省保有情報を利用した一括照合（プレ印字機能）を利用するもの） ・労働基準関係手続全般 なお、申請対象の手続がトライアル機能対象外の場合には、API実行時に「指定された手続は現在申請できません。」というメッセージが表示されます。
31	API開発	形式チェック実行APIでは、補正データ送信用のデータのチェックも行えますか？	形式チェック実行API(/apply/check)は、新規申請の申請データを対象としております。 以下のデータに対するチェックは対応しておりません。 ・再提出の申請データ ・補正データ ・取下げデータ
32	API開発	検証環境で、手続に関するご案内取得APIの疎通確認をしたいのですが、「手続に関するご案内」が発行されるテスト用手続はありますか？	「手続に関するご案内」を設定済みのテスト用手続の用意はありません。検証環境の利用者ID(e-Govアカウント)およびソフトウェアIDをご記載のうえ、お問い合わせフォームより、「手続に関するご案内」の作成をご依頼下さい。 電子送達に関する通知文書の場合も、同様の取扱としております。 なお、検証環境テスト用データで通知されるご案内・電子送達の内容はテスト環境用のサンプルであり、実際に通知される内容を模したものではありませんので、ご留意ください。

No	分類	お問合せ内容	回答
33	API開発	公文書の取得期限と状況照会可能期間の違いついて教えてください。	公文書の取得期限は、手続所管行政機関が手続単位で指定する公文書取得可能期間に基づき、各公文書の発出時に決定されるものです。 申請案件取得API、又は申請案件一覧取得APIのリクエストを契機として、公文書が発行された申請案件を対象に「取得期限」としてレスポンスされます。 取得期限は発出された公文書ごとに可変となりますので、API利用ソフトウェアは当該レスポンス内容（期限日）をもとに、API利用ソフトウェアにおいて公文書の取得期限を取り扱うこととして下さい。 状況照会可能期間は、手続情報として手続単位に手続所管行政機関が指定した内容を公開仕様書として掲載する手続情報一覧に記載しているもので、到達した申請届出等に関する全ての事務を完了し、ステータスが「手続終了」となった時点以降に申請案件取得API、申請案件一覧取得APIによる状況照会が可能な期間を表します。 ステータスが「手続終了」となった時から起算し、照会可能期間を経過するまで、状況照会を行うことができる状態となります。 なお、No28の回答にも記載のとおり、ステータスが「手続終了」とならない限り、状況照会可能期間はカウントされません。 例：公文書の取得期限：90日、状況照会可能期間：90日の場合 公文書発出：2025年1月1日 公文書取得：2025年2月1日 手続終了に遷移：2025年2月1日 （※到達番号に対して発出された最後の公文書が取得された時に、手続終了となる） 公文書の取得期限：2025年4月1日 状況照会可能期間の期限：2025年5月2日
34		検証環境において、本番環境用の手続を利用してテストすることはできますか。	原則として、APIテスト用手続によるテスト実施をご検討願います。 テスト用手続の場合、一定のシナリオに基づいて、ステータス更新や公文書発出等を自動実行できるようになっていますので、計画的にAPI利用に係るテストを行うことが可能です。 なお、テスト用手続は、実際の手続をひな形として設定したものではありますが、一部表記が本番運用中のものと異なる場合がありますのでご留意下さい。 その上で、どうしても本番用手続と同じ内容のものを利用したテストを行う必要がある場合、最大３手続までであればテストデータ作成依頼を受け付けいたしますが、全てマニュアル運用対応となるため、3手続以上の対応はできかねます。あらかじめご了承ください。 また、テストデータ作成には１～２週間程度お時間をいただきます。（あくまで目安ですので、状況によっては前後する可能性があります。）
35	API開発	電子申請APIからe-Gov電子申請のメールが送信されません。	2026年9月26日(土)から、API利用ソフトウェア開発事業者は、e-Govからのメール通知設定が選択可能になりました。e-Gov Developer サイトの「API キー登録内容確認」から発行済みのAPI キー情報のご確認をお願いいたします。「メール通知」欄の表示が「配信する」に設定しているとe-Govからメール通知が配信されます。
36	API開発	電子申請APIからe-Gov電子申請のメールが送信されるようになったのですが、制限できますか。	2026年9月26日(土)から、API利用ソフトウェア開発事業者は、e-Govからのメール通知設定が選択可能になりました。2026年9月25日以前に発行したAPIキーについては、メール通知設定が「配信する」に設定されています。配信を希望しない場合は、以下のヘルプページの手順に従って、メール通知設定を変更ください。 https://developer.e-gov.go.jp/contents/help/guide/api-change-delete.html